

●香川県告示第393号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成21年8月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成21年6月8日	宮崎内科医院	観音寺市観音寺町甲3393番地